

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年9月1日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、B所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、長年にわたりコンクリートのはつり作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成27年5月26日、D医療機関を受診し、「顕微鏡的多発血管炎」と診断され加療を受け、療養中、肺機能低下を指摘されたため、同年7月13日、E医療機関でじん肺健康診断を受け、じん肺管理区分の申請を行い、○年○月○日、入院先のD医療機関にて死亡した。死亡診断書には、「直接死因：間質性肺炎、直接死因の原因：顕微鏡的多発血管炎、直接には死因に関係しないが死因欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：じん肺」と記載されている。

なお、被災者の死亡後、労働局長は、同年12月24日付けで被災者のじん肺管理区分を「管理2（療養否）」と決定した。

- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月20日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者のじん肺管理区分は「管理2」であり、じん肺の合併症にかかっている場合は、業務上の疾病として取り扱うこととなるが、そのような事情は認められないところ、シリカばく露により顕微鏡的多発血管炎が発症した旨の主張を請求人がしているので、念のため、以下において検討する。

請求人は、被災者の死亡の原因である顕微鏡的多発血管炎は、ANCA関連血管炎であり、このANCA関連疾患の発症はシリカばく露に原因が認められると主張し、その根拠として、①原因として、古くから指摘されているのがシリカである、②海外の疫学研究では、シリカばく露によるリスクが示されている、③米国の国立衛生研究所が、疫学的にはシリカがANCA関連血管炎を含む自己免疫疾患の発症に寄与することは確実であると結論づけている、④我が国の診断ガイドラインにおいて環境因子として明確に記されている、⑤我が国の近年の調査研究においてもじん肺との関連が認められていることなどを述べている。

しかしながら、請求人が主張する疫学研究論文等において、シリカばく露あるいはじん肺とANCA関連血管炎との関連が示唆されているとしても、請求人が示す「ANCA関連血管炎の診療ガイドライン」においては、「環境因子としては、シリカ及び抗甲状腺薬であるプロピルチオウラシルの関連が確立している。」とした上で、「これらの環境因子のみで発症を説明することはできず、遺伝的な感受性を有する個体に環境因子が作用して発症に至ると推測される。」

と記されているように、ANCA関連血管炎の発症機序はいまだ明らかにされていないとはいえないものである。また、顕微鏡的多発血管炎は難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に基づく、「発病の機構が明らかでない」指定難病に指定されていることも踏まえると、シリカばく露もしくはじん肺とANCA関連血管炎との相当因果関係を認めることはできず、請求人の上記主張は採用できない。

(2) 被災者のじん肺については、平成27年7月13日にじん肺健康診断が実施され、E医療機関F医師は、同年10月9日付けじん肺健康診断結果証明書において、「胸部レントゲン、CTでPR1型の不整型陰影と胸膜プラークを認める。管理2相当と考える。」と述べており、合併症及び著しい肺機能障害も認められないことから、同年12月24日付けで、じん肺管理区分「管理2」との決定を受けている。そして、被災者のじん肺が同年7月13日から死亡するまでの間に急激に増悪し、もしくは合併症が併発したとする事実は認めることはできないことから、被災者の死亡はじん肺によるものとは認められず、また、じん肺により休業が必要だったものとも認めることはできない。

(3) したがって、決定書理由に説示するとおり、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできず、また、○年○月○日から同年○月○日までの間に、業務上の疾病による療養のため休業が必要であったとも認めることはできない。

なお、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日